

令和元年 第2回定例会

(令和元年7月24日～7月29日)

北薩広域行政事務組合議会会議録

北薩広域行政事務組合議会

令和元年第2回定例会会議録目次

第1号（7月24日）（水曜日）

1.	開 会	-----	6
1.	開 議	-----	6
1.	会議録署名議員の指名	-----	6
1.	諸般の報告	-----	6
1.	議会運営委員長の報告	-----	6
1.	会期及び会期日程の決定	-----	7
1.	議事日程の報告	-----	7
1.	議 事	-----	7
1.	報告第1号上程	-----	7
	報 告		
1.	議案第2号上程	-----	9
	提案理由説明・質疑・討論・表決（原案可決）		
1.	議案第3号上程	-----	11
	提案理由説明・質疑・討論・表決（原案可決）		
1.	散 会	-----	13

第2号（7月29日）（月曜日）

1. 開 議	-----	18
1. 議事日程の報告	-----	18
1. 議 事	-----	18
1. 一般質問	-----	18
1. 質問順位1番 竹原信一議員	-----	18
新焼却処理施設の設計図を含む閲覧請求をしたが、開示された内容は、満足 いくものではなかった。		
(1) 新焼却施設の設計図の不開示について		
(2) 専門委員会記録の委員名が黒塗りについて		
(3) 技術面での質問に答えないことについて		
1. 閉 会	-----	24

令和元年第2回定例会会期日程表

月 日	曜日	会 議	事 項	備 考
7月24日	水	本会議（第1日）	報告議案（提案理由説明・質疑）、 条例議案・令和元年度補正予算（提案理由説明・質疑・即決） ※一般質問通告期限（正午）	
7月25日	木	休会		
7月26日	金	休会		
7月27日	土	休会		
7月28日	日	休会		
7月29日	月	本会議（第2日）	一般質問	
※会期 7月24日から7月29日までの6日間				

令和元年第2回定例会議案等

1. 議 案

議案第2号 令和元年度北薩広域行政事務組合補正予算（第1号）

議案第3号 北薩広域行政事務組合障害支援区分認定審査会の委員の定数を定める条例の制定について

2. その他

報告第1号 平成30年度北薩広域行政事務組合継続費繰越計算書の報告について

令和元年北薩広域行政事務組合議会第2回定例会会議録第1号

令和元年7月24日（水曜日）

会議の場所 出水市野田支所（旧野田町役場議会議場）

出席議員 10名

1 番	川 上 洋 一 議員
2 番	上須田 清 議員
3 番	上 筋 睦 雄 議員
4 番	竹 原 信 一 議員
5 番	吉 元 勇 議員
6 番	邑 山 初 徳 議員
7 番	中 嶋 敏 子 議員
8 番	宮 田 幸 一 議員
9 番	木 下 孝 行 議員
10 番	道 上 正 己 議員

地方自治法第121条の規定による出席者

理 事 長 椎 木 伸 一

副理事長 西 平 良 将

理 事 川 添 健

会計管理者 田 口 宏 幸

議会事務

書記長 畠 山 義 昭

次長 華 野 順 一

事務局

松 下 弘 明 事務局長

松 崎 浩 幸 総務課長

桐 原 祐 吉 施設管理課長兼管理係長

濱 畑 信 一 総務課庶務係長（兼務）

山 村 祐一郎 総務課技術主幹兼施設整備係長

池 田 強 総務課主幹兼介護認定審査係長

西 田 清 一 施設管理課リサイクルセンター主幹兼管理係長

中 川 淳 一 施設管理課衛生センター主管兼管理係長

佐 潟 義 彦 総務課介護認定審査係主査

付議した事件

- | | |
|-------|--|
| 報告第1号 | 平成30年度北薩広域行政事務組合継続費繰越計算書の報告について |
| 議案第2号 | 令和元年度北薩広域行政事務組合補正予算（第1号） |
| 議案第3号 | 北薩広域行政事務組合障害支援区分認定審査会の委員の定数を定める条例の制定について |

午前10時00分 開 会

《開 会》

(木下孝行議長)

おはようございます。ただいまの出席議員10名であります。定足数に達しております。これより、令和元年北薩広域行政事務組合議会第2回定例会を開会いたします。

《開 議》

(木下孝行議長)

これより本日の会議を開きます。

《会議録署名議員の指名》

(木下孝行議長)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、4番竹原信一議員、5番吉元勇議員を指名いたします。

《諸般の報告》

(木下孝行議長)

諸般の報告を行います。理事長から提出のありました諸般の報告を議席に配付しておきました。これで、諸般の報告を終わります。

《議会運営委員長の報告》

(木下孝行議長)

ここで、議会運営委員長の報告を求めます。

(議会運営委員長【中嶋敏子議員】)

おはようございます。

本定例会の会期及び日程について、議会運営委員会が協議しました結果につきまして、御報告を申し上げます。

まず、会期日程について申し上げます。7月25日から7月28日までは、休会とします。

7月29日は、本会議第2日の会議を開き、一般質問を行います。また、新たに議案等があったときは、この日に上程することといたします。

なお、第2日の会議については、一般質問通告者がいなかった場合は開会せず、本定例会は、本日をもって閉会することとします。

以上が、会期日程等の概要でございます。

なお、一般質問の通告期限は、本日正午までとなります。

質問をされる方は、通告書に所定の事項を記載し、提出されるようお願いいたします。

以上のことから、本定例会の会期は、本日から7月29日までの6日間と決めました。

次に、本日の議事日程について申し上げます。

議案の上程は、日程第3から第5まで個別に上程いたします。

日程第3の報告議案は、提案理由説明の後、質疑を行います。

日程第4の補正予算議案及び日程第5の条例議案については、委員会付託を省略し、即決の取扱いとします。

皆さまの御協力をお願い申し上げ、議会運営委員会の報告といたします。

《会期及び会期日程の決定》

(木下孝行議長)

日程第2、会期及び会期日程の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期及び会期日程につきましては、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から7月29日までの6日間とし、会期日程については、配付してあります会期日程表のとおりとすることに決定しました。

《議事日程の報告》

(木下孝行議長)

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおり定めました。

《議 事》

(木下孝行議長)

これより議事日程により、議事を進めます。

《日程第3 報告第1号 上程》

(木下孝行議長)

日程第3、報告第1号平成30年度北薩広域行政事務組合継続費繰越計算書の報告についてを議題とします。提案理由の説明及び報告を求めます。

(椎木伸一理事長)

おはようございます。ただいま上程されました平成30年度北薩広域行政事務組合継続費繰越計算書の報告について、説明します。

継続費繰越計算書の報告については、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、議会へ報告するものです。

次のページの継続費繰越計算書を御覧ください。

新焼却処理施設整備事業に係る継続費総額は、平成30年度補正予算第2号で、平成28年度から令和2年度までの5か年分96億4,100万円で組合議会の議決をいただき、現在、執行しているところです。

平成30年度の継続費予算計上額は、10億850万円であり、また、前年度からの通次繰越額は、2億2,868万7,760円で、合計12億3,718万7,760円が平成30

年度継続費予算現額です。

支出済額及び支出見込額は、10億1,662万8,880円であり、内訳の主なものとしては、委託料と工事請負費になりますが、まず委託料としては、ごみ処理施設建設に係る技術支援業務委託料と最終処分場建設に係る浸出水処理施設施工監理業務委託料並びに埋立地土木施設施工監理業務委託料です。次に工事請負費については、敷地造成工事及び最終処分場に係る浸出水処理施設建設工事請負費と埋立地土木施設建設工事請負費です。

平成30年度継続費予算現額から支出済額を差し引いた額の2億2,055万8,880円が残額であり、翌年度へ繰越額として繰り越したものです。

以上、御報告いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

(木下孝行議長)

報告が終わりました。これより、質疑を許します。質疑ありませんか。

(吉元勇議員)

新焼却施設については、本体の方の工事も始まりつつあるということもあるのですが、工事全般について伺いますが、確認のためにも、概ね順調と認識していますが、そのとおりでいいのか。あるいはここ2、3週間の大雨等のこともあって何らかの工事に停滞があったとか、工事期間は長いスパンですので影響はそうないと思いますが、概ね順調なのか、何らかの支障が多少出て、それを挽回することが昨今あるのか、その辺の報告をいただきたいと思います。

(椎木伸一理事長)

吉元議員の方から工事の進捗状況等の確認の御質問だと思います。このごみ処理施設の建設工事については今年度着工しまして、大雨等もございましたけれども、大きな被害もございませんで順調に進んでいるところです。詳細については事務局の方から答弁をさせます。

(松下弘明事務局長)

質問にお答えいたします。ただいま理事長からございましたとおり、ごみ処理施設に関しましては5月から本格着工に入りまして、現在のところ順調に進んでおります。あと、埋め立て地土木施設工事、浸出水施設建設工事につきましても順調に進んでいる状況でございます。あと大雨の影響でございますけれども、7月になって雨が多く降ったわけでございますけれども、それについては、災害等問題なく工事が進んでおります。

(木下孝行議長)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これで、報告第1号については終了いたします。

《日程第4 議案第2号 上程》

(木下孝行議長)

日程第4、議案第2号令和元年度北薩広域行政事務組合補正予算(第1号)を議題とします。提案理由の説明を求めます。

(椎木伸一理事長)

ただいま上程されました、令和元年度北薩広域行政事務組合補正予算第1号について、提案理由を説明します。

今回の補正予算は、職員の人事異動等に伴う調整と障害支援区分認定審査会に係る事務を北薩広域行政事務組合で共同処理することに伴う調整です。

それでは、歳入歳出予算の補正について、歳出から説明します。

12ページをお開きください。

第2款総務費、一般管理費の補正額83万円の減額は、職員給与費において、人事異動等に伴う給与費の調整によるものです。

第3款民生費、介護保険業務費の補正額14万6,000円は、職員給与費において、人事異動等に伴う給与費の調整を行うとともに障害判定業務において、障害支援区分認定審査会事務の移管に伴い新たに委員報酬等を計上したことによるものです。

第4款衛生費、じんかい処理費の補正額18万8,000円の減額及びリサイクル処理費の2万1,000円とし尿処理費の2万円は、それぞれ人事異動等に伴う給与費の調整による補正額です。

これに対する歳入は、11ページの市町負担金で調整し、計上したところでは、

以上が本補正予算の概要になりますが、今回の補正額は83万1,000円の減額で、これにより予算規模は49億3,241万6,000円となるものです。

よろしく御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

(木下孝行議長)

これより、質疑を許します。質疑ありませんか。

(中嶋敏子議員)

1点だけ教えてください。今、理事長から提案理由の説明がありましたように、総務管理費のところと衛生費のところ人事異動に伴う給与の調整が提案されているわけですが、その中身について支障が無ければ教えてください。

(椎木伸一理事長)

中身についての御質問でございます。詳細については事務局から答弁させます。

(松崎浩幸総務課長)

ただいまの人事異動に伴う給与費の調整額についてでございますけれども、人事異動等に伴う給与の調整額につきましては補正予算書の14ページをご覧くださいと思います。その

中に、補正予算給与費明細書の合計欄に、全体で179万6,000円の減額となっております。これに児童手当分36万円加えた143万6,000円の減額が人事異動に伴う調整額となります。この金額は13ページの説明欄のそれぞれの科目の01の職員給与費をすべて合計しますと合計金額は143万6,000円となります。これが同額となります。

(中嶋敏子議員)

その中身じゃなくてですね、2市1町で構成しているわけですが、どこの職員が出向職員の異動なのか、課の中での異動なのかそこらについてお聞きしたかったですけれどもいいでしょうか。

(松下弘明事務局長)

職員の異動についてでございますけれども、事務局が事務局長、総務課長、庶務係長、あと介護認定審査係が1名異動になっております。それと介護認定審査係の職員が1名、環境センター管理係の方に異動になっております。以上、5名の異動でございます。

(吉元勇議員)

歳入の負担金のことなのですが、直接といいますか、間接的な話でもありますけれども、先ほど理事長等からも説明がありましたとおり、新焼却施設の工事が着工しました。逆に言えば、この施設に搬入する稼働まで2年を切ったわけですが、この計画は現在の年間の処理量を新しい新焼却施設での稼働になった場合は、これよりも搬入量を抑えないといけない、2,400トンと2,100トンに減らしての計画であります。その辺の負担金の中の環境センターの持込みのことについて、今からきちんと施策をもって各構成市町削減に向けて新焼却施設への焼却能力以上の搬入が無いようなことを今から構成市町はやらないといけないわけですが、広域としてその辺の2市1町からの搬入量の削減に向けた努力等を見られる、あるいはもう少し努力してもらわないと、この新焼却施設についての能力をもしかしたら超える状況になるのではないかという不安、その辺をここ例えば半年ぐらいの状況を見て構成2市1町は努力しているとみられるのかどうか負担金のことから関連してその辺の認識、現状のことについて報告できる点があればお願いします。

(椎木伸一理事長)

ゴミの搬入についての削減の2市1町のここ半年ぐらいの努力している状況等についての御質問だと思います。この広域事務組合としましても搬入物については適正に搬入されるようにその都度指導しながら、あるいは現場での確認をしながら各市町搬入業者等にお願いしているところであり。阿久根市さん、長島町さん、出水市についてもそれぞれ減量についてはいろんな方法で努力しているというふうに思っておりますけれども、ここ半年ぐらいの状況についてということでございます。事務局から答弁させたいと思います。

(松下事務局長)

ごみの搬入量でございますけれども、2市1町の衛生担当課と組合とで衛生部会という会を開催しながらですね、ごみ減量に向けた話し合いと言いますか、それぞれ構成市町の施策をし

ながら、今ある程度少しずつでありますけれども減量はされています。

組合としましてもですね、理事長が今、申されましたように、ごみの調査をしながら不適物がないとかその辺を詰めながら、今後も2市1町の衛生部会等でその辺の減量の施策等も協議をしながら協力してやっていかないといけないと思いますので、そのように進めて参りたいと思います。

(木下孝行議長)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと認めます。よって本件は、委員会付託を省略することに決定しました。討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

討論ありませんか。討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、議案第2号令和元年度北薩広域行政事務組合補正予算(第1号)を採決します。

本件は、原案のとおり決することに御意義ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと、認めます。

よって本件は、原案のとおり可決されました。

《日程第5 議案第3号 上程》

(木下孝行議長)

日程第5、議案第3号、北薩広域行政事務組合障害支援区分認定審査会の委員の定数を定める条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(椎木伸一理事長)

ただいま上程されました、北薩広域行政事務組合障害支援区分認定審査会の委員の定数を定める条例の制定について、提案理由を説明します。

本案は、これまで構成市町で行っていた障害支援区分認定審査会に係る事務を北薩広域行政事務組合で共同処理することに伴い、法令に基づきその審査会の委員の定数を定めようとするものです。

この審査会の委員は、障害者等の保健又は福祉に関する学識経験を有する者のうちから理事長が任命することになっており、本組合においては、医師、看護師、精神保健福祉士、作業療法士、理学療法士、保健師での構成を予定しており、委員の定数については、7名以内とするものです。

また、委員の報酬については、附則において、北薩広域行政事務組合議員報酬、非常勤の報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正を行い、構成市町のこれまでの審査会の委員の報酬を参考に、会長、合議体の長及びその職務代理者が1万6,500円、その他の委員が1万5,000円とするものです。

よろしく御審議のうえ、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

(木下孝行議長)

これより、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと認めます。よって本件は、委員会付託を省略することに決定しました。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これから、議案第3号北薩広域行政事務組合障害支援区分認定審査会の委員の定数を定める条例の制定についてを採決します。

本件は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと、認めます。

よって本件は、原案のとおり可決されました。

《散 会》

(木下孝行議長)

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。第2日の会議は、7月29日に開きます。お疲れさまでした。

午前10時25分 散 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北薩広域行政事務組合議会議長 _____

北薩広域行政事務組合議会議員 _____

北薩広域行政事務組合議会議員 _____

令和元年北薩広域行政事務組合議会第2回定例会会議録第2号

令和元年7月29日（月曜日）

会議の場所 出水市野田支所（旧野田町役場議会議場）

出席議員 10名

1 番	川 上 洋 一 議員
2 番	上須田 清 議員
3 番	上 筋 睦 雄 議員
4 番	竹 原 信 一 議員
5 番	吉 元 勇 議員
6 番	邑 山 初 徳 議員
7 番	中 嶋 敏 子 議員
8 番	宮 田 幸 一 議員
9 番	木 下 孝 行 議員
10 番	道 上 正 己 議員

地方自治法第121条の規定による出席者

理 事 長 椎 木 伸 一

副理事長代理 春 原 善 幸

理 事 川 添 健

議会事務

書記長 畠 山 義 昭

次長 華 野 順 一

事務局

松 下 弘 明	事務局長
松 崎 浩 幸	総務課長
桐 原 祐 吉	施設管理課長兼管理係長
濱 畑 信 一	総務課庶務係長（兼務）
山 村 祐一郎	総務課技術主幹兼施設整備係長
池 田 強	総務課主幹兼介護認定審査係長
西 田 清 一	施設管理課リサイクルセンター主幹兼管理係長
中 川 淳 一	施設管理課衛生センター主管兼管理係長
佐 潟 義 彦	総務課介護認定審査係主査

付議した事件
一般質問

午前10時00分 開 会

《開 議》

(木下孝行議長)

おはようございます。ただいまの出席議員10名であります。定足数に達しております。これより、令和元年北薩広域行政事務組合議会第2回定例会第2日の会議を開きます。

《議事日程の報告》

(木下孝行議長)

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおり定めましたので、よろしく申し上げます。

《議 事》

(木下孝行議長)

これより議事日程により、議事を進めます。

《日程第1 一般質問》

(木下孝行議長)

日程第1、一般質問を議題とします。本定例会の質問通告者は1名です。

これより、一般質問に入りますが、質問者の発言並びに当局の答弁はできる限り、重複を避け、簡明・的確に、また、通告外の質問や品位の保持等については、遵守されるよう望みます。

なお、再質問から一問一答方式とし、各議員の質問時間は40分以内とします。

通告に従い、4番竹原信一議員の質問を許します。

(竹原信一議員)

竹原信一です。今回の一般質問のテーマは、北薩広域行政事務組合の事務局の体質についてということです。事務局の動きについては、理事も、そして議会もよく分かって仕事がなされているはずだと、市民は思っております。ですから事務局が持っている情報については、理事及び議会がいつでもアクセスできるような状況があるはずでないといけないわけですね。

特に今、新焼却場の建設に入っておりますけれども、その中身について知りたいなど。焼却場については、全国でもトラブルがあります。機械が故障した時に、その影響というのは非常に大きい。ですから、そういったことが起こらないように、万全を期するような状況を作っておかなくてはならない。設計業者及び施工業者は一生懸命やりますよ。それでもトラブルが起きている。発注者側はしっかりその中身を分かって、それを超えるチェック機能を持っていないといけないわけです。そこで事務局に聞きました。新焼却処理施設の設計図を見せてくださいと。そして、資料請求をしてくださいと。面倒な手続をしなければ設計図を見ることができない。それで、資料請求をしました。設計図は出てこない。専門家の方々に委員会を作ってくださいとお願いしてあります。じゃあ委員会の会議録を見せなさいと言ったところが、その委員の名前が黒塗りで誰がしゃべったのか分からない。理事長は設計図を見たことがあるのかなあ、それとも専門委員会の委員の名前、経歴、能力等をチェックしたことがあるのでしょうか。じゃあ分かりました。これでは分からないから、職員、あなたが説明しなさいと言ったところが、それもできない。結局のところ何にも分からん状況で、この議会はお金のところで賛成して前

に事業を進ませているだけなんです。こんなことでは議会の存在価値はないですよ。理事長、考えをお話してください。

(木下孝行議長)

竹原議員、一部不適切な発言があります。議会を侮辱しないようにしてください。

(椎木伸一理事長)

おはようございます。竹原信一議員の御質問にお答えします。

ごみ処理施設建設工事については、平成30年6月7日に議会の議決をいただき、川崎技研・建築JV、構成は鉄建建設・丸久建設・小田原建設でございますけれども、この特定建設工事共同企業体と本契約を締結し、現在、事業を進めているところであります。

議会の皆様に対しましても、これまで、ごみ処理施設の概要並びに平面図等をお示し、説明を行ってきております。

御質問の「新焼却施設の設計図の不開示について」ですが、新焼却処理施設の設計図の基となる見積図書については、ごみ処理施設建設工事の入札説明書に記載しております、「見積図書の著作権は入札参加者に帰属するものとする。ただし、本組合が審査結果の公表において必要な場合、本組合は、必要な範囲において、事前に入札参加者と協議をしたうえで、公表等を行うことができるものとする。」と示しているところです。この見積図書は、今回、竹原議員から閲覧請求のありました、基本設計図書と同様の内容であることから、受注者に対し基本設計図書の開示について照会を行いました。設計施工等の技術ノウハウを公開することは、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから、部分的な公開についても、非公開としてもらいたい旨の回答がありました。

また、本組合では、これまで出水市の情報公開条例に倣い、公文書等の開示を行っております。同条例第7条において、「開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない」とされております。

この不開示情報として、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報があり、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とされております。

このようなことから、新焼却処理施設の設計図についての資料閲覧請求は、不開示とさせていただきます。

次に、「専門委員会記録の委員名が黒塗りについて」ですが、ごみ処理施設建設工事の入札に当たっては、ごみ処理施設整備に係る契約手続運営委員会を設置し、入札手続を進めてきたところです。

委員名につきましては、特定の個人を識別することができるものであり、情報公開条例にある不開示情報と考えられることから、開示しないと判断しております。

最後に「技術面での質問に答えないことについて」ですが、このことにつきましても、新焼却処理施設の基本設計図書の内容については、先ほどの1問目と同様の理由によりまして、回答を差し控えているところです。

(竹原信一議員)

発注者側が設計書を理解する能力がなければいけないんですよね。ここには、それを点検、チェックする能力があるのかないのかを理事長はどうやって確認されるのですか。

(椎木伸一理事長)

私も議員の皆様と同様に、事前に総務委員会等でも説明等されている情報、この事業の概要とかあるいはこの内容の平面図等含めですね、それらの情報、設計図書についても一通り目を通しております。専門委員会の中で技術支援の専門の業者も入れながら、専門知識の高い方々も含めて委員となってもらい、事務局もそういった情報を基に設計の内容と把握しながら適正に事務を執行しているというふうに考えております。

(竹原信一議員)

それではその適正さというのはどうやって判断されたんですか。

(椎木伸一理事長)

議会の中でもご承認いただいているとおりの内容について、いろんなストーカー方式でありますとかそういった内容の技術の中でですね、先ほど申しましたように専門の委員の先生とかあるいはそういったノウハウを理解できる業者の方の説明を仰ぎながらやっているというようなことでありますので、事務局としては適正に設計の内容を把握しながら事業を進めていると認識をしています。

(竹原信一議員)

専門委員の方々の適正さはどうやって確認されたんですか。

(椎木伸一理事長)

この専門委員というのは、この契約手続運営委員会の設置要綱に基づき設置しておりますので、私どもが技術的にノウハウが不足している部分についてもいろんな方のお知恵をいただきながら把握するという仕組みづくりとなっておりますので、そういった要綱等に基づきやっているところがございますので、その中で先ほど申しましたように適正に把握しながら事業実施をしているというふうに考えています。その内容については事務局の方から答弁をさせます。

(松下事務局長)

専門委員ということでございますけれども、それにつきましては、これまで他自治体の委員であったりとか、その辺の実績のある方をお願いをしているところであります。

(竹原信一議員)

ここの北薩広域からお願いするに当たって、独自の判断というか、調査は行われていないということですか。

(松下事務局長)

独自の調査ということでございますけれども、他の自治体の関係に出席されて、その方の経歴だとか、何の会に出席されたとか、その辺の調査は行っております。

(竹原信一議員)

非常に軽薄であるという感じを受けます。そしてその方々がこの設計事業審査をした、でもですよ、それが本当にどうなのかというのは誰もわかってないんですかね。審査された内容が日本中あちこちでトラブルが起こっていますよ、そういったことにカバーできているのかということの点検みたいなものはいっさいここでは、やっていなということですね。例えば、焼却炉が造ってすぐ、何年かにいっぺんタイルを交換しないといけない、何億も掛かってしまうというところもありました。そして故障が起こってまたいろんなごみを周辺自治体にお願いしないといけないというところもありました。機械の構造上の問題というのは一生懸命取り組んでもどうしても出がちなんですよ。今、例えばこの議会もですね、先進地を視察しましょうという話もありますけれども、本当に大事なことは目の前に来ているそういったここで造ろうとしている焼却場は大丈夫なのかとか、原始的な問題に取り組まないかんはずなのですけども、中身が全く分かっていない状態じゃですね話にならないわけですよ。理事長。専門の方をお願いしたから大丈夫なはずだという今の状況、この状況じゃ市民に対して説明できませんよ。どこにも点検機能が働いていないわけですよ。事務局が全てをやっています。大丈夫なはずですよ。議会は何をすればいいんですか。しようと調べようとしても議会には非開示です。少なくとも事務局でとことん詰めて説明できるくらいにはしとかなきゃいけないはずですけども、中身についてもね、故障の可能性とか、点検したリストやら結果を報告するということがあってよさそうですけれども、どうもわかっているようには見えない。専門員に手続上ではお願いしたからそれで済ませている状況が今ありますよね。これではまずいんじゃないですかね理事長。このままで市民に向かって議会と理事はちゃんと取り組んでおります。トラブルがないようにやっております。言えますか。これ、どうでしょう。

(椎木伸一理事長)

はい。この新焼却施設の導入に当たっては、その焼却炉の形式が連続運転ストーカ方式という方式を採用しているところですけども、そのような方式を採用している全国の状況等も調査をいたした経緯を確認をしております。私が就任したのは昨年でございますけれども、それ以前にもそういった状況等を全国での実績を十分に精査しているところであります。この方式につきましては、議員の皆様も視察等研修勉強されているというふうに認識しておりますけれども、事務局の方で全国の状況等についても把握しておりますので、事務局からも答弁させます。

(松下事務局長)

先ほど、全国的なトラブルと言いますか、そういうご質問があったのですけれども、焼却処理施設といいますのは当然設備関係約13、4ぐらいの設備を組み合わせでプラントとして造るわけでありまして。その中で、性能発注方式で行いますけれども、実際、失敗というかトラブルはあることは多少なりあるところはあります。私どもも調べました。たぶん議員がおっしゃられるのは千葉県の件でございますか。その辺も調べました。その辺も調べましたけど多少の

トラブルはあって運転をしていないというのではないと思います。それは性能発注方式ですのでどうしても業者の方の責任において、当然性能が発揮されるものでありますので、そこでは止まったという例はないように、私が調べた範囲ではなかったです。ただ、近くのいちき串木野市だけはできなかつたようであります。

それともう1点、事業内容の把握でございますけれども、職員が事業内容については、構成市町の土木建築の技術者であります組織しております本組合の技術委員会及び組合職員が監督者として取り組んでいるところでございます。組合職員においてもですね、廃棄物技術管理者、電気主任技術者、公害防止管理者等資格取得者、これまで廃棄物処理施設の経験のある1級建築士、ボイラータービン主任技術者も配置して事業に当たっていますので、十分管理ができていくというふうに考えております。

(竹原信一議員)

それではお伺いたします。同じ予定されている焼却炉の同じ型を今引き受けている業者は、実績として何基作っているのでしょうか。

(松下弘明事務局長)

焼却炉の実績でございますけれども、焼却処理施設については76か所と把握していたのですが、ストーカ方式についての実績については、ほとんどがストーカ方式でございますけれども、その数字については、現在資料を持ち合わせておりません。

(竹原信一議員)

一番新しいのはいつですか。

(松下弘明事務局長)

平成31年3月にストーカー方式で3か所ほどあります。

(竹原信一議員)

そういうふうにあちこちに造っているという状況にあつて、ノウハウがあるから設計図を見せられないというのか、そういった話は非常に分かりにくいです。既に設計書をもってあちこちに造っている。ノウハウがあるから全部を開示できないというのはおかしい話です。そういうふうには気づきませんか。理事長。

(木下孝行議長)

竹原議員。今の質問は先ほど理事長が答弁しています。

(竹原信一議員)

技術的なもの、小さなノウハウの話を言っているのではないのです。今までたくさん造ってきているでしょ。設計図ももちろんできている。でも、開示しない理由が細部のノウハウというのはおかしくないですか。どう感じますか。

(椎木伸一理事長)

当初、答弁いたしましたように、本組合はこういった情報公開の条例を持っておりませんので、出水市の情報公開条例に倣って実施しているところでもありますけれども、その中でも先ほど説明しましたとおり、設計施工等の技術ノウハウを公開することは競争上地位その他正当な利害を害する恐れがあることから非公開というふうな旨を挙げております。それに基づきまして非公開とさせていただいているところでもありますし、また企業の方に照会いたしましてもそういったものであるので非公開としてもらいたいというような回答をいただいておりますので、そういったことに基づき回答できないというようなことでお答えしているところでもあります。

(竹原信一議員)

ですから、議会が知って議決していくような義務があるわけですね。そして、企業側はノウハウを公開できないという都合がございます。そのときどこを優先すべきか、その折衷案を考えなければいけないじゃないですか。完全に企業側が1か所でもノウハウがあるから見せないといえれば見せないでは議会の存在価値がなくなるわけですよ。もちろん、理事のほうも責任というか中身が分からない状態ではだめですよ。そしたら、そのノウハウの企業情報の公開できない部分を除いて説明できる状況にしないといけないと思いませんか。そのくらいは義務でしょう。

(椎木伸一理事長)

事務局については先ほど答弁いたしましたように、適切な事業運営に取り組んでいると認識しているというふうに申し上げましたけれども、適法で公平公正な対応をしないといけないと認識の下に私どもは法令に従いまして執行しているところでもあります。今回も繰り返しくなりまして、出水市情報公開条例に倣いまして、準用いたしましてできるだけの対応をしているところがございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

(竹原信一議員)

全然できるだけの努力をしているようには見えません。法令によって、条例によって、それはあなたたちが決めたことではないですか。そして中身については、検討調査あるいは交渉できる話ではないですか。企業側のやつをそのまま真に受けて非公開にしていますよというのは無責任ですよ。ちゃんと相談しなさいよ。この状態では議会が納得してくれない。私もよくわからない。この事業が大丈夫ですよと言える程度には公開できなきゃいけない。税金を使ってする仕事ですから。相手方の都合を100パーセント以上守るようではいけないですよ。本当に守らないといけないのは誰ですか。市民の財産ですよ。交渉しなきゃいけないでしょう。それくらいは。全く話をするつもりもないとお考えでしょうか。

(木下孝行議長)

竹原議員、この焼却施設は議会の承認を得ております。そこを前提に質問はしてください。

(椎木伸一理事長)

これまでも議会の中でもいろいろと検討がなされ、説明を申し上げ、今、事業実施をしているところでございますけれども、先ほど申し上げますように企業の競争上の地位とかその他正当な利益を害する恐れがある部分でございますので、あくまでもその情報公開条例というものを尊重しなければならないというふうに考えているところであります。

(竹原信一議員)

中身に踏み込んでいくという気が全くないという答弁ですね。こんな無責任な仕事をやっちゃいけませんよ。しょうがないので終わります。

(木下孝行議長)

以上で、質問者の質問が終わりました。

《閉 会》

(木下孝行議長)

以上で、本日の日程は全部終了しました。

よって、本日の会議を閉じ、これをもって、令和元年北薩広域行政事務組合議会第2回定例会を閉会いたします。

午前10時30分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北薩広域行政事務組合議会議長 _____

北薩広域行政事務組合議会議員 _____

北薩広域行政事務組合議会議員 _____